佐野市遺児手当支給条例（平成１７年佐野市条例第１２８号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	佐野市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-2 ： 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	佐野市遺児手当支給条例（平成１７年佐野市条例第１２８号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第１の項	37	
③番号法別表第２の項	57	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐野市個人番号の利用に関する条例別表第１　第３の項 佐野市遺児手当支給条例（平成１７年佐野市条例第１２８号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第１条	佐野市遺児手当支給条例（平成１７年佐野市条例第１２８号）第１条
⑥事務の趣旨又は目的	第１条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第１条 この条例は、市が父母の一方又は両方が死亡した児童について遺児手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		佐野市遺児手当支給条例（平成１７年佐野市条例第１２８号）佐野市遺児手当支給条例施行規則（平成１７年佐野市規則第９９号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	佐野市遺児手当支給条例第５条
②事務の内容	児童扶養手当法第６条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	遺児手当の受給資格又は手当の額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ニ	佐野市遺児手当支給条例第５条佐野市遺児手当支給条例施行規則第１１条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者（当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者）に係る道府県民税に関する情報	当該請求を行う者に係る道府県民税に関する情報

備考	

届出情報

届出日	2016年09月20日
独自利用事務の対象者	
番号法第９条第２項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.